

2012年度連合駿台会学術賞受賞記念講演

2013.1.16

第22回最高裁判所裁判官国民審査の結果をどう見るか

[内容]

政治経済学部・西川伸一

1) 最高裁判所裁判官

nisikawa1116◆gmail.com(◆→@)

国民審査とはなにか

http://nishikawashin-ichi.jimdo.com/

2) 第22回国民審査の結果分析

twitter:@azusayui

3) 第22回国民審査の特徴をどう理解したらよいか

むすびにかえて

1) 最高裁判所裁判官国民審査とはなにか

2012年12月16日(日): 第46回総選挙及び第22回国民審査の投票日



@いつ行われ、だれが審査対象になるのか

日本国憲法

第79条 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

2013.1.16

@どのように投票するのか

最高裁判所裁判官国民審査法

第15条(投票の方式) 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	審査人
宮川光治	近藤崇晴	竹崎博允	那須弘平	金築誠志	田原睦夫	涌井紀夫	竹内行夫	櫻井龍子	

第21回国民審査(2009年8月30日) 投票用紙サンプル



第14条(投票用紙の様式) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

@投票の結果どうなるのか

日本国憲法

第79条 3 前項の場合〔国民審査〕において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

2

2013.1.16

Cf.) これまでに国民審査により罷免された裁判官はいない。

これまでで×票率が最も高かったのは下田武三判事。

(在任:1971.1.12-1977.4.2)

第9回国民審査(1972.12.10)における下田の審査結果

×	白票(b)	(a)+(b)=(c)	(a)/(c)
6895134	38545096	45440230	15.17%



しもだ・たけぞう
1907.4.3-1995.1.22

@ことばの定義

(a)票:審査対象裁判官・甲に対する×票すなわち「罷免を可とする投票」

(b)票:甲に無印で投じられた「罷免を可としない投票」

甲の「個別的罷免要求率」(%) = $\frac{(a)}{(a)+(b)} \times 100$

(A)票:ある回次に審査対象となった各裁判官の(a)票の合計

(B)票:ある回次に審査対象となった各裁判官の(b)票の合計

その回次の「全般的罷免要求率」(%) = $\frac{(A)}{(A)+(B)} \times 100$

3

2013.1.16

2) 第22回国民審査の結果分析

@基礎データ

告示順	裁判官氏名	×印(a)	無印(b)	有効投票数((a)+(b))	罷免要求率	同左順位
1	山浦 善樹	4729286	53021008	57750294	8.19	②
2	岡部喜代子	4966087	52784269	57750356	8.6	①
3	須藤 正彦	4695556	53054874	57750430	8.13	⑤
4	横田 尤孝	4717450	53032999	57750449	8.169	④
5	大橋 正春	4597667	53152797	57750464	7.96	⑧
6	千葉 勝美	4719643	53030759	57750402	8.172	③
7	寺田 逸郎	4609043	53141360	57750403	7.98	⑧
8	白木 勇	4682567	53067838	57750405	8.11	⑥
9	大谷 剛彦	4653719	53096645	57750364	8.06	⑦
10	小貫 芳信	4520426	53229967	57750393	7.83	⑨
	合計	46891444	530612516	577503960	8.12	

飯村義美元最高裁判事「一緒に審査を受けた裁判官同士で雑談したときの話では、だれも罷免されることはありえないと思っていた。ただ、×印の数が、他の裁判官に比べて多いか少ないか気にしていた」(朝日新聞裁判班編『法学セミナー増刊 日本の裁判』日本評論社、153頁)

4

2013.1.16

@ダネルスキー仮説:

審査対象裁判官の数が多ければ多いほど、全般的罷免要求率は低下する。

最多審査対象者回次: 第1回(14人) 4.41%

最少審査対象者回次: 第3回(1人) 12.49%

@なぜ審査対象者数と全般的罷免要求率は反比例するのか。

多くの有権者は個別の裁判官ではなく、最高裁全体への異議申し立てとして、投票用紙の最初に記載された数人の裁判官に「×」をつける。



最初の数名に「×」をつければ気が済むので、投票用紙の左側にくいつれて、「×」はつかなくなる。投票用紙の左側が長ければ長いほど、「×」がつかない裁判官が多くなり、全般的罷免要求率は低くなる。

@第22回の全般的罷免要求率予想

審査対象者は10人。前回第21回の9人で6.69%より低くなるのではないかと。

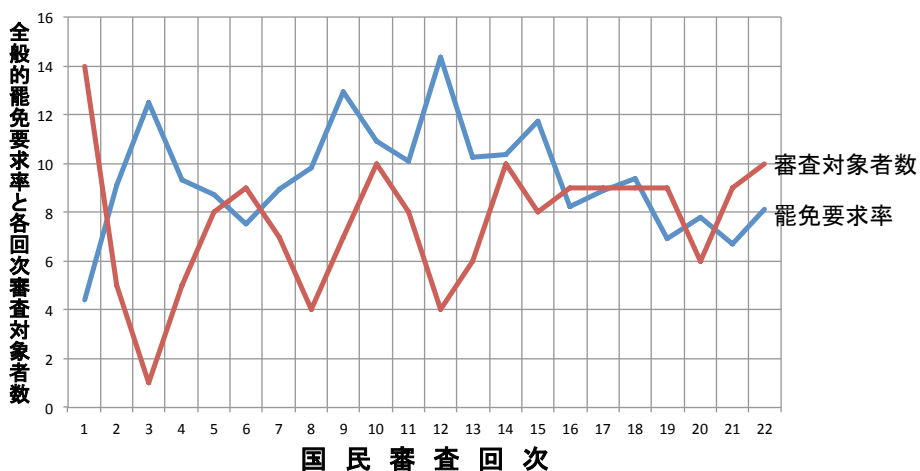


☆実際は8.12%。その理由は？

5

2013.1.16

@全般的罷免要求率と各回次審査対象者数



☆上下のグラフが大きく乖離している回次は、ダネルスキー仮説が明確にあてはまる。

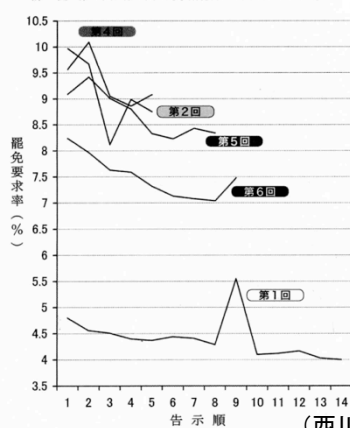
6

2013.1.16

@順序効果

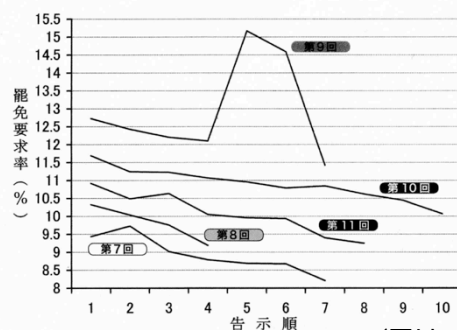
最初の数名に「×」をつければ気が済むので、投票用紙の左側に行くにつれて、「×」はつかなくなる。
 →×票は投票用紙の一番右側に記載される裁判官に最も多く集まり、その後は掲載順(告示順)に従って次第に左へと遞減していく。

B 2 : 告示順罷免要求率グラフ (第1回~第6回、第3回は対象裁判官が1人のためのぞく)



(西川249)

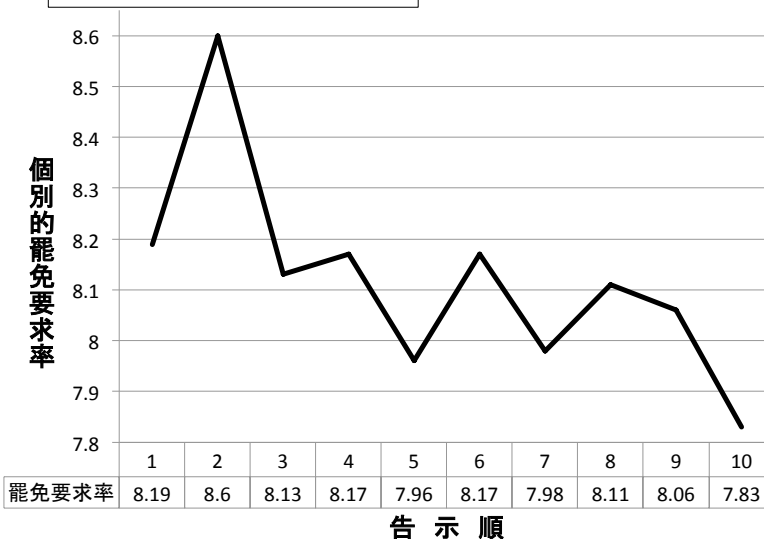
B 3 : 告示順罷免要求率グラフ (第7回~第11回)



(西川250)

2013.1.16

@第22回の告示順罷免要求率



☆傾向的な順序効果は認められるが、告示順2番が突出して高い。5番と7番がやや低い。その理由は？

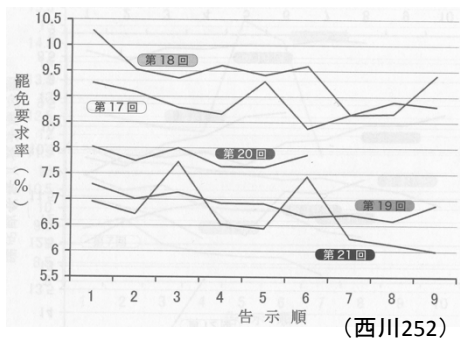
8

2013.1.16

3) 第22回国民審査の特徴をどう理解したらよいか

@なぜ全般的罷免要求率は上昇したのか

仮説1: 一人一票実現国民会議の意見広告



第21回の「双峰」は「意見広告」の威力か？
→特定の2人に「x」印を勧める

『朝日新聞』2012.8.25

9

2013.1.16

@一人一票実現国民会議の今回の方針

切り抜き

1人1票(衆院)裁判最高裁判決2011.3.23
1人1票(参院)裁判最高裁判決2012.10.17
での各裁判官の意見の総合表
(次回の国民審査対象の裁判官10名) x: 1人1票に反対

x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
小 賀 芳 信 (検察官)	山 浦 善 樹 (弁護士)	大 橋 正 春 (弁護士)	寺 田 逸 郎 (裁判官)	大 谷 剛 彦 (裁判官)	岡 部 喜 代 子 (裁判官・学者)	白 木 勇 (裁判官)	横 田 尤 考 (検察官)	千 葉 勝 美 (裁判官)	須 藤 正 彦 (弁護士) *

「この「切り抜き」を見ながら適法に投票できます。」

*須藤裁判官(H24.12.26退官予定)は参院選挙における1人1票を認めませんでした。

☆「全員にx」を勧める。



全般的罷免要求率
を引き上げる？

@投票率と全般的
罷免要求率の関係

仮説2: 戦後最低の投票率

回次	総選挙 投票率	全般的罷 免要求率
17	59.65	8.87
18	62.49	9.39
19	59.86	6.91
20	67.51	7.82
21	69.28	6.69
22	59.32	8.12

☆浮動票(無印票)が減った分だけx票率が相対的に高まった？ 10

2013.1.16

@なぜ告示順2番が突出して罷免要求率が高くなったのか



岡部喜代子最高裁判事(1949-)

1971年慶應義塾大学法学部卒

1974年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了
同年司法修習生

1976判事補任官 1986再任・判事

1993依願退官・弁護士登録

1997東洋大学法学部教授

2007慶應義塾大学法科大学院教授

2010最高裁判事就任(学者枠)

☆特段目立つ少数意見や言動はない。

@女性判事の 罷免要求率	氏名	出身	回次	罷免要求率	率順位(告示順)/対象者数
	高橋 久子	労働省	17	8.66	7(7)/9
	横尾 和子	厚生省	19	6.89	6(9)/9
結論: わからない。	櫻井 龍子	厚労省	21	6.96	3(1)/9
	岡部喜代子	学者	22	8.60	1(2)/10

2013.1.16

むすびにかえて

「今日上司と国民審査で雑談になりました。上司曰く「国民審査はわからない、判断できない」「ベテランの裁判官がやっているんだらうから政治家みたいにコロコロ変えていいとも思えない」から「なんとなく〇」だそうです。司法は実にブラックボックスですね。」@mkwrd2012.12.11

@制度的意義

憲法81条: 裁判所に違憲立法審査権を認める

→ 国会が決めた法律を最高裁は違憲として無効にすることができる。

→ 司法の独走を抑える手立てを主権者たる国民に留保 = 国民審査

@私の立場

「結果がわかっているからといって、その制度がムダであるとは限らない。国民審査は定期的に国民に最高裁の存在を思い起こさせ、審査される裁判官には×票にこめられた民意から自省を迫るおおきなきっかけになっている。」『週刊金曜日』2012.12.14、15頁。

典拠文献: 西川伸一(2012)『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。

12